

旧久慈地区し尿処理場解体撤去工事に係る有害物質の測定結果

●旧久慈地区し尿処理場解体撤去工事に係り石綿粉塵濃度測定を実施した結果をお知らせします。

・測定結果（検査機関：エヌエス環境㈱）

No.	測定日	測定地点	作業前後の別	計数繊維の総数 N(本)	ブランクの値N _b (本)	採気量 V(L)	計測した視野数 n(個)	石綿粉塵濃度C(本/L)	参考基準値(本/L)
1	R7.3.6	周辺民家	作業前	0	0	2,400	100	0.15未満	10
2	R7.3.6	JR陸中夏井駅	作業前	0	0	2,400	100	0.15未満	10
3	R7.3.6	煙突上部	作業後 養生撤去前	0	0	600	50	0.5未満	10
4	R7.3.6	煙突下部	作業後 養生撤去前	1	0	600	50	0.5未満	10
5	R7.3.13	敷地境界(P1)	消化槽 作業後	0	0	2,400	100	0.15未満	10
6	R7.3.13	敷地境界(P2)	消化槽 作業後	0	0	2,400	100	0.15未満	10
7	R7.3.13	敷地境界(P3)	消化槽 作業後	0	0	2,400	100	0.15未満	10
8	R7.3.13	敷地境界(P4)	消化槽 作業後	1	0	2,400	100	0.15未満	10
9	R7.3.13	敷地境界(P1)	ポンプ室 作業後	0	0	2,400	100	0.15未満	10
10	R7.3.13	敷地境界(P2)	ポンプ室 作業後	0	0	2,400	100	0.15未満	10
11	R7.3.13	敷地境界(P3)	ポンプ室 作業後	1	0	2,400	100	0.15未満	10
12	R7.3.13	敷地境界(P4)	ポンプ室 作業後	0	0	2,400	100	0.15未満	10
13	R7.3.13	敷地境界(P1)	管理棟 作業後	0	0	2,400	100	0.15未満	10
14	R7.3.13	敷地境界(P2)	管理棟 作業後	1	0	2,400	100	0.15未満	10
15	R7.3.13	敷地境界(P3)	管理棟 作業後	0	0	2,400	100	0.15未満	10
16	R7.3.13	敷地境界(P4)	管理棟 作業後	0	0	2,400	100	0.15未満	10

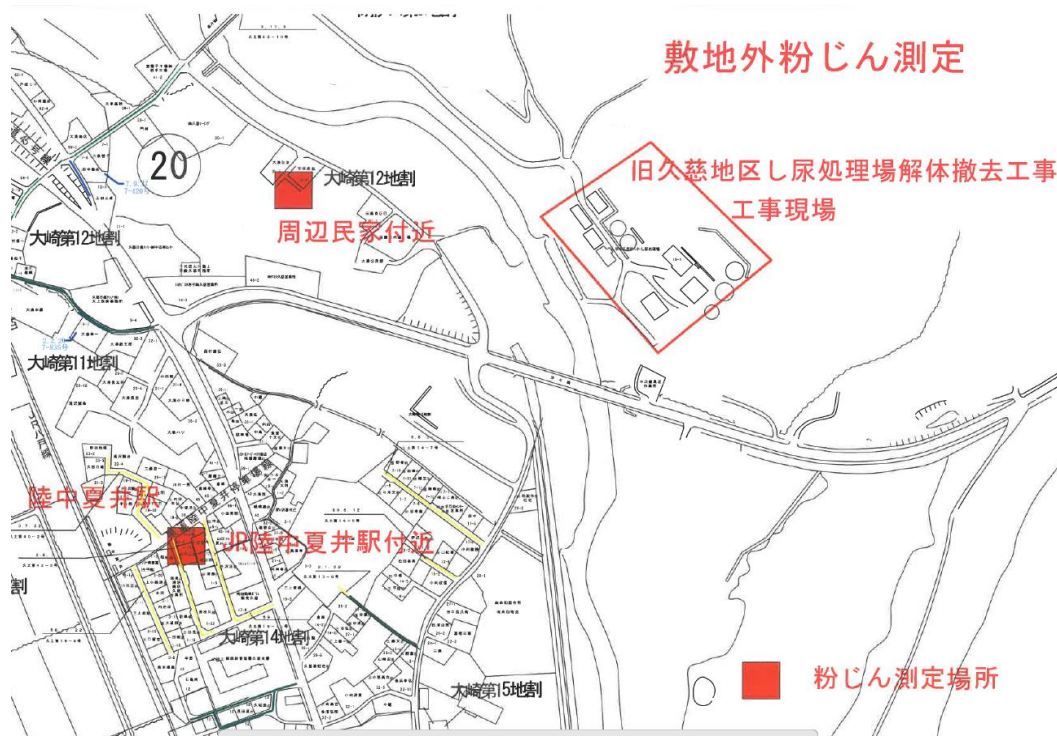
※参考基準値：10本/L（大気汚染防止法で定める工場または事業場の敷地境界線における大気中の許容限度）

【分析項目】敷地境界線の石綿粉塵濃度測定

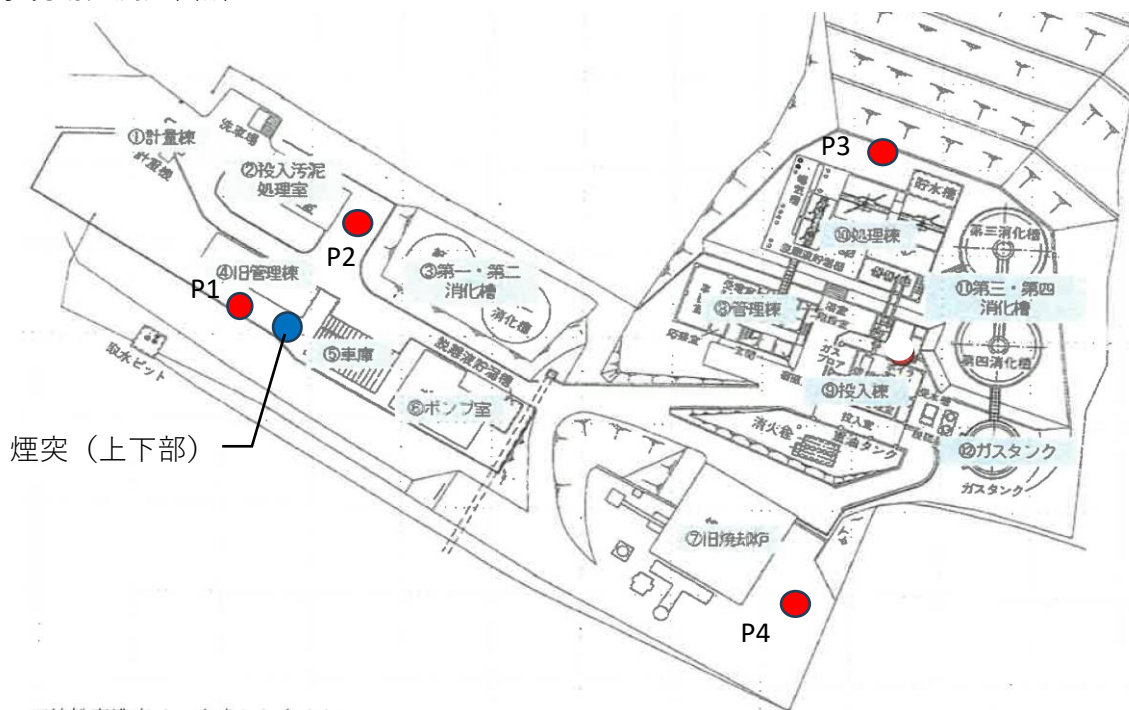
【分析方法】環境省告示第93号

石綿粉塵濃度測定地点箇所図

工事現場外測定箇所



工事現場内測定箇所



石綿粉塵濃度は、次式から求めた。

$$C = \frac{A \times (N - N_b)}{a \times n \times V}$$

- C = 石綿粉塵濃度 (本/L)
 A = 採じんした面積 9.62(敷地境界)、3.8(敷地境界以外) (cm²)
 N = 計数繊維の総数 (本)
 N_b = ブランクの値 (本)
 a = 顕微鏡の1視野の面積 0.000707 (cm²)
 n = 計数した視野数 (個)
 V = 採気量 (L)

● : 測定地点 (敷地境界)

● : 測定地点 (煙突)

旧久慈地区し尿処理場解体撤去工事に係る有害物質の測定結果

●旧久慈地区し尿処理場解体撤去工事に係りダイオキシン類濃度測定を実施した結果をお知らせします。

・測定結果（検査機関：エヌエス環境㈱）

No.	測定日	測定地点	作業前後の別	空気中のダイオキシン類濃度測定結果(pg-TEQ/m ³)	環境基準(pg-TEQ/m ³)
1	R7.3.10	投入棟集塵装置出口	作業中	0.014	0.6以下
2	R7.6.18	旧焼却炉集塵装置出口	作業中	0.013	0.6以下
3	R7.6.19	敷地境界(南側)	作業中	0.0031	0.6以下
4	R7.6.19	敷地境界(西側)	作業中	0.0030	0.6以下
5	R7.6.19	敷地境界(北側)	作業中	0.0042	0.6以下
6	R7.6.19	敷地境界(東側)	作業中	0.0025	0.6以下
7	R7.6.20	周辺民家	作業中	0.0027	0.6以下
8	R7.6.20	JR陸中夏井駅	作業中	0.0024	0.6以下
9	R7.7.17	敷地境界(南側)	作業後	0.0042	0.6以下
10	R7.7.17	敷地境界(西側)	作業後	0.0031	0.6以下
11	R7.7.17	敷地境界(北側)	作業後	0.0035	0.6以下
12	R7.7.17	敷地境界(東側)	作業後	0.0056	0.6以下

※環境基準：0.6pg-TEQ/m³（ダイオキシン類対策特別措置法（法律第105号）に係る大気
の環境基準）

【分析項目】 空気中のダイオキシン類濃度

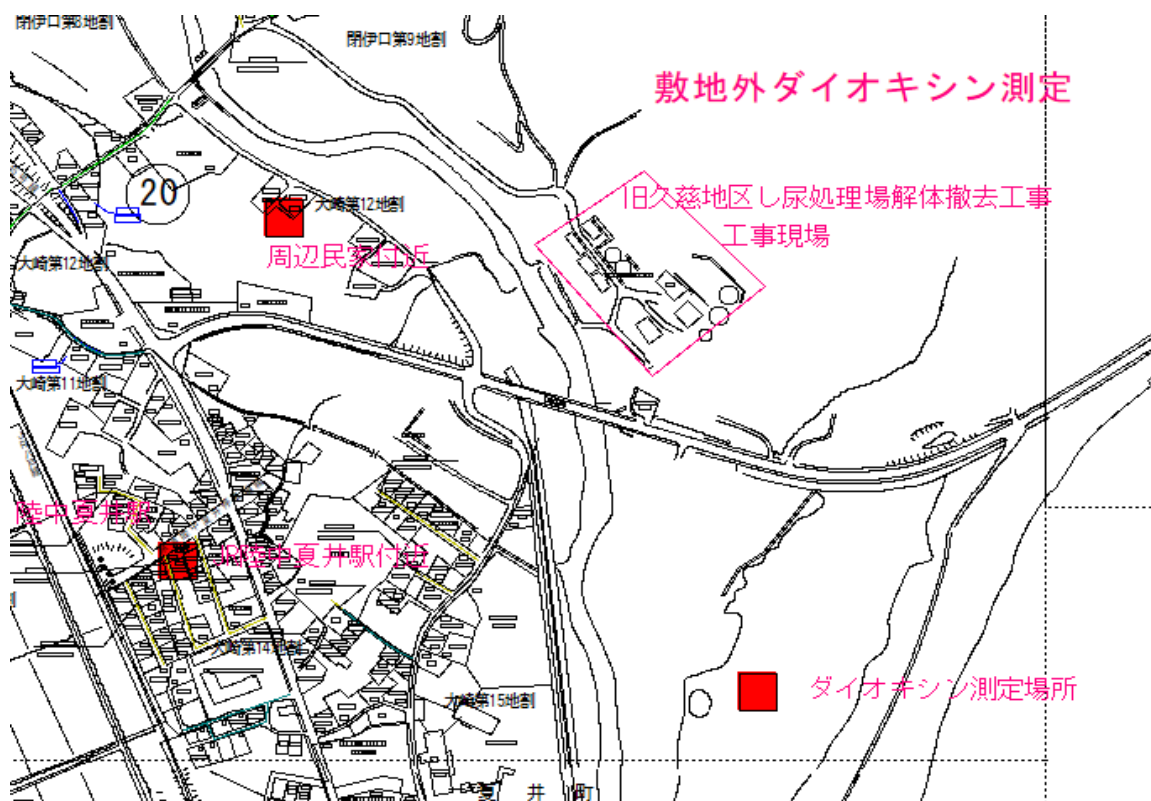
【分析方法】 厚生労働省労働基準局長通達「基発第401号」（平成13年4月25日）〔改正：「基発第0110」（平成26年1月10日）〕

結果における毒性当量は、PCDDs/PCDFs及びコプラナーPCBをWHO-TEF(2006)によって2,3,7,8-
TeCDDの毒性に換算した総量を示しています。

毒性当量：検出下限以上の測定値はそのまま用い、検出下限未満の測定結果は検出下限の1/2を用
いて算出しています。

ダイオキシン類濃度測定地点箇所図

工事現場外測定箇所



工事現場内測定箇所

